

## 第6節 男女が共に学び共に生きる

男女平等の意識がしっかり根付いた社会への更なる飛躍が求められる中、男女が互いに対等な立場で理解し、助け合って自分らしく生きることが出来る社会を実現することが強く求められています。

このため、生涯にわたって人権を尊重する心や男女平等の意識を持って行動できるよう、あらゆる教育機会を通して、これからの男女共同参画社会に生きる感性や意識の涵養を図るとともに実践的な態度を育みます。

(6) 男女が共に学び  
共に生きる

男女共同参画社会づくりの推進  
男女共同参画社会に生きる感性や意識の涵養

項 目	具体的施策の方向
男女共同参画社会 づくりの推進	<p>▶ 家庭・地域における男女共同参画に関する学習機会の充実 男女が互いに人権を尊重し、活力ある豊かな地域社会を形成する基盤づくりを進めるため、地域における課題解決的な学習機会を提供し、人材の養成と活用の在り方や地域の教育力の向上を研究する指導者の養成に努めます。</p>
男女共同参画社会 に生きる感性や意識 の涵養	<p>▶ 男女共同参画社会に生きる感性や意識の涵養 男女共同参画社会を主体的に生きる児童生徒を育成する観点から、学校教育全体を通して、男女が共に生き、共に学ぶことの大切さを実感できる感性や意識を涵養します。</p> <p>▶ 男女が協力して家庭生活を創造する能力や実践的態度の育成 男女が協力して家庭を築くことの意義や家庭の在り方等についての認識を深める「社会科」「公民科」「家庭科」等における学習を通して、男女が相互に協力し家庭や地域の生活を創造していく能力や実践的な態度を育みます。</p> <p>▶ 男女共同参画社会に生きる指導者の研修の充実 ジェンダー（社会的・文化的に作られた性別）に敏感な視点の定着と深化に資する各種研修等を通して、教職員一人ひとりの男女平等の理念に基づく教育についての理解を深めるとともに指導者としての資質向上を図ります。</p>